

(交付金の交付決定の基礎となる農業委員会の数等)

第一条 (略)

2 法第二条第二項の農業者の数は、直近に公表された農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査による総農家数によるものとする。

3 法第二条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地の面積によるものとする。

(認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合)

第二条 法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に三十を乗じて得た数を下回る場合(以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。)において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者(以下「認定農業者等」という。)又は次に掲げる者とするとき。

イヌヌ (略)

二 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするにとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合(認定農業者が少ない場合に限る。)において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするとき。

三〇五 (略)

(交付金の交付決定の基礎となる農業委員会の数等)

第一条 (略)

2 法第二条第二項の農業者の数は、直近に公表された農林業センサス規則(昭和四十四年農林省令第三十九号)第一条の調査による総農家数及び土地持ち非農家数中の総農家数によるものとする。

3 法第二条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地の状況中の経営耕地総面積によるものとする。

(認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合)

第二条 法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合(以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。)において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者(以下「認定農業者等」という。)又は次に掲げる者とするとき。市町村の議会の同意を得たとき。

イヌヌ (略)

二 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするにとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合(認定農業者が少ない場合に限る。)において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とするとき。

三〇五 (略)